

みちのく有料道路におけるETC設置と 回数券の払い戻しについて(お知らせ)

日頃からみちのく有料道路をご利用いただき、ありがとうございます。
当有料道路で進めているETC工事について、運用開始日が決まりましたので、お知らせします。
ETC運用開始と同時に回数券が使用出来なくなりますが、残った回数券は下記のとおり払い戻しさせて
頂きますので、ご理解下さるよう宜しくお願い申し上げます。

記

1 ETC運用開始日時

令和5年12月19日(火) 15:00～

2 通行料金

- 通行料金に改定はありません。
- お支払いは、現金のほか、ETCカード、クレジットカードが利用できるようになります。
使用出来るETCカード、クレジットカードは、高速道路と同一です。
ETCコーポレートカードも使用出来ます。電子マネーは使用できません。
(JCB、NICOS、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、VISA、Master Cardが使用可)
- ETC運用開始と同時に、**すべての回数券が使用できなくなります。**
- お手元に残った回数券は、**1回分から**残数に応じて払い戻します。
- ETCでのご利用には、ETC割引を適用します。(終日、ETC車載器設置車両全車対象)

【ETC運用後、ETCを利用した場合の料金】

(ETC車通行1回1台につき)

車種 種類	普通車	大型車 I	大型車 II	軽自動車	軽車両等 (原付二種)
通常料金	860円	1,320円	3,080円	650円	80円
ETC割引後	770円	1,180円	2,770円	580円	— (※)

※軽車両等はETCが利用できないため、割引はありません。

3 払い戻しの対象となる回数券

- <昭和55年の開通以降に発行した、全ての回数券が対象になります。>
- みちのく有料道路回数カード(カード式回数券)
 - みちのく有料道路専用回数券(1券片ずつ切り離して使う紙式回数券。H23まで販売。)
消費税改定前の金額も払い戻しの対象となります。
 - 共通回数券(100円券、10円券などを組み合わせて使う紙式回数券。H29まで販売。)
10円券1枚、50円券1枚といった半端な金額でも払い戻しの対象となります。

4 払い戻し額

〈券面額ではなく、購入価格により計算します。〉

○購入価格÷購入時回数×残数(1円未満四捨五入)

例: 現行料金の普通車11回券が2回分残っている場合

8,600円÷11回×2回=1,564円(1円未満四捨五入)

5 払い戻し受付期間

○令和5年10月1日(日)から令和7年3月31日(月)まで(1年6ヶ月間)

※払い戻し期間を過ぎた場合は、青森県道路公社本社で対応します。

6 払い戻し方法

○全て口座振込により払い戻します。(受付から約1ヶ月後にご指定口座に振込)

7 払い戻し受付方法

○みちのく有料道路及び青森県道路公社本社等に備え付けの専用封筒による郵送受付
(青森県道路公社ホームページから「料金受取人払表示」を印刷し、お手持ちの封筒に貼付して使用することにより、専用封筒に代えることができます。)

※「払戻依頼書」と「残った回数券・回数カード」を一緒に封筒に入れて送付して下さい。

「払戻依頼書」はみちのく有料道路で受け取るか、道路公社HPからダウンロード出来ます。

※送料は青森県道路公社が負担します。

※書留のため、郵便局窓口で発送手続きをして下さい。

○みちのく有料道路管理事務所、青森県道路公社本社の窓口へ持参による受付
どちらも受付のみであり、払戻は後日ご指定口座へ振込により行います。

払い戻し窓口	窓口営業時間	取り扱い内容
みちのく有料道路管理事務所 (青森市大字滝沢字東滝沢山1)	土・日・祝を含む 毎日 8:30~17:00	口座振込のみ 窓口受付
青森県道路公社本社 (青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル8階)	土・日・祝を除く 平日のみ 9:00~16:30	口座振込のみ 郵送・窓口受付

※コンビニエンスストア等の回数券委託販売場所では受付できません。

8 問い合わせ窓口

青森県道路公社 総務部 平日 8:30~12:00 13:00~17:15

電話:017-777-7331

FAX:017-773-4965

E-mail:haraimodoshi@aodoko.or.jp(払戻専用アドレス)

青森県道路公社HP

<http://www.aodoko.or.jp>

